

長門市監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

平成 3 0 年 3 月 6 日

長門市監査委員     岸   田   弘   稔

長門市監査委員     大   草   博   輝

## 1 監査の概要

### (1) 監査の実施方法

定期監査は、平成 28 年度長門市の予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、また、経済性、有効性についても意を用い、次の方法で実施した。

#### ① 実地監査

監査資料の提出を求め、監査委員事務局職員及び監査委員が監査対象機関及び監査対象施設等に往査し、質問、照合、実査、確認等の監査技術を用い実施した。

#### ② 書面監査

予算規模が小規模な機関等については、監査資料の提出を求め、財務関係システムにより出納関係書類の確認を行う等書面による監査を実施した。

### (2) 監査の実施状況

#### ① 監査の期間

平成 29 年 8 月 29 日から平成 29 年 11 月 30 日まで。

#### ② 監査対象機関

| 区 分   | 監査対象機関数 |      |
|-------|---------|------|
|       | 実地監査    | 書面監査 |
| 本庁（課） | 21      | 5    |
| 出先機関  | 16      | 23   |

### (3) 重点監査項目

① 前回の監査指摘事項等は、改善されているか。

② 契約事務について、適切な対応がなされているか。

ア 予定価格は適正に定められているか。

イ 随意契約による場合は、その理由は適正か。また、適切に記録しているか。

ウ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。

エ 契約代金及び前払金の支払は適切か。また、部分払いの査定は妥当か。

オ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で厳正に確認しているか。

## 2 監査の結果

市の財務に関する事務の執行及び債権の管理について、適法かつ適正に執行管理されているかを主眼に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかし、一部には留意改善すべき事務処理が見受けられた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、口頭にて指摘した。

## (1) 指摘事項

### ① 歳出

日置支所が執行した「きめ細かな地域活性化事業」は、支所機能の充実及び地域住民からの要望に迅速に対応できる予算を支所に配分することにより、市民との協働のまちづくりに向けた取り組みを行い事業に支援する。とした主旨で事業化された予算である。

当支所は、平成 28 年 9 月 6 日付けで長門市青少年育成市民会議日置支部（以下「育成市民会議日置支部」という。）から「日置地域応援カレンダー」の作成経費助成の要望を受け、事業費 146,880 円のうち、125,280 円を育成市民会議日置支部に助成している。

当該要望に当たっての起案処理では、補助金ではなく市が印刷業者に直接支払う方法とする旨が決裁されている。

支出に当たっては、育成市民会議日置支部から平成 29 年 3 月 31 日付けの実績報告を受けて本カレンダー作成業者からの請求に基づき、同日付けで支出負担行為兼支出命令票を起案し、需用費（印刷製本費）で支払いを行っている。

しかし、成果物である本カレンダーは、発行者が育成市民会議日置支部であり、市には帰属していないことから、支出費目は一般需用費ではなく、負担金補助及び交付金で支出すべきである。

さらに、本カレンダーの作成は、団体からの要望に基づくものであり、市民協働との主旨は理解できるとしても、毎年継続的に要望が行われるおそれもあり、また、内容的にも教育関係費で対応すべき事案であり、留意改善されたい。

（日置支所）

### ② 契約

ア 随意契約とは、競争の方法によらないで任意に相手方を選択して契約を締結する方法であり、本市においては、長門市財務規則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 57 号。以下「財務規則」という。）第 104 条で、随意契約ができる契約の種類及び限度額が規定されている。

随意契約は、競争入札の特例であることから、契約理由は誰もが理解できる真実の内容であることが必要である。

随意契約を締結しようとするときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項のいずれの号に該当するかを明らかにし、決裁文書において具体的に適用理由を明記する必要がある。

しかし、契約締結伺いにおいて随意契約とした理由が記載されていないもの、また、適切でない理由により随意契約を行っているものがあつたので、留意改善されたい。

（企画政策課、生活環境課、福祉課、農林課、観光課、都市建設課）

イ 随意契約を行う予定価格の判断は、1 契約を単位として行うこととなっているが、この解釈が十分でなく、本来は競争入札すべき契約について随意契約を行っているものがあつたので、留意改善されたい。

(消防本部)

ウ 随意契約ができる契約の種類及び限度額は財務規則第104条で規定されているが、単価契約においては、年間支出予定金額により随意契約の適否の判断をするべきところ、単価により判断がされているものがあつた。また、執行伺書に年間支出予定金額が明示されておらず、随意契約が適用できるか否かの判断がされていないものがあつた。

支出金額を確認したところ、支出負担行為額が財務規則第104条で規定された金額を超えており、本来は競争入札をすべきものが随意契約とされており、不適切であるので、留意改善されたい。

(企画政策課、生活環境課、観光課)

### ③ 工事

ア 工事件数 3 件の市営住宅解体工事の起工設計書の作成に当たっては、市内業者 3 者に「解体工事特記仕様書」を示し、見積りを依頼し、3 者の「見積比較表」により合計金額の低い 1 者を採用単価として用い、直接工事費及び積上共通仮設費については一定の掛率により項目ごとに決定金額としている。

しかしながら、見積比較表により採用した掛率の採用根拠について、協議資料及び協議結果が公文書として残されていない。このような結果は、設計金額の妥当性が担保できない。

また、設計書の工事細目別内訳書において、参考見積書によって単価を設定していることから、工事によって「解体用足場」単価は 1 m<sup>2</sup>当たり 610 円から 1,090 円と開きがある。さらに、「外部足場防音シート」は 1 m<sup>2</sup>当たり 430 円から 870 円と開きがある。これらは、「月刊建設物価」(一般財団法人建設物価調査会発行)に適用すべき単価が明示されていることから、これを適用すべきである。

については、設計金額の妥当性について説明責任が果たせるよう留意改善されたい。

(都市建設課)

イ 消防庁舎建築工事に係るフェンスの設置については、同庁舎西側(NTT用地側)にフェンス(H:1.2m、L:52m)を設置している。

本工事の施工中の写真では、NTT側には既にフェンスが設置してあり、市が本工事を実施する必要性は認められないので、今後留意されたい。

(都市建設課、消防本部)

### ③ 補助金

ア 長門市子育て支援特別対策事業補助金は「長門市子育て支援特別対策事業補助金交付要綱」（平成 24 年 6 月 1 日告示第 109 号。以下「子育て交付要綱」という。）に基づき、「ちびなが商店街実行委員会」に補助金 2,700,000 円が交付決定されている。

当該補助金の交付申請は、事業計画書及び収支計画書を添え、市長に対して行われ、平成 28 年 11 月 30 日に全額支払いが行われている。

事業は、実施計画書に沿って行われたとして、年度末に実績報告書が市長に提出され、実行委員会報告として会議記録及び収支決算書が添付されている。

しかし、収支決算書は、交付申請書に添付されている収支計画書の項目別金額と決算書の項目別決算額に乖離が大きいものがある。

なお、子育て交付要綱第 5 条に規定されている事業計画等変更の承認申請は提出されていない。

については、補助金の交付決定、支出の審査及び完了実績の審査等が不十分であるので留意改善されたい。

（子育て支援課）

イ ふるさとまつり開催事業費補助金は、「ふるさとまつり開催事業費補助金交付要綱」（平成 23 年 4 月 1 日告示第 65 号。以下「まつり要綱」という。）に基づき、「油谷地区ふるさとまつり実行委員会」に対して、2,000,000 円が交付決定されている。

補助金交付申請者の事業計画書には、市補助金、寄付金及び雑収入金等を財源として、出演者謝金、イベント資材の購入、会場設営委託料等に消費するとした収支予算書が添付されている。

しかし、完了実績報告においては、事業計画書に記載のないカラープリンター等の備品を購入したとして備品購入費が記載され、当該備品は油谷支所で使用されている。

なお、まつり要綱第 5 条に規定されている事業計画等変更の承認申請はされていない。

については、補助金の交付決定、支出の審査及び完了実績の審査等が不十分であると同時に、当該備品の購入は当該補助金の使途とは認めがたいので、今後、留意改善されたい。

（油谷支所）

## (2) 意見

### ① 契約事務の適正化について

随意契約とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法であり、競争入札に比して手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なくなるなどの効用がある反面、その運用を誤ると相手方が固定し、しかも契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失するおそれもある。

随意契約を締結しようとするときは、令第 167 条の 2 第 1 項のいずれの号に該当するかを明らかにし、また単独随意契約の場合にあつては、一者選定の理由を決裁文書において具体的に明記する必要がある。

本市においては、平成 28 年 4 月に「随意契約ガイドライン」が作成されているが、監査の結果、該当理由が不明瞭なものや、条項の記載が不正確、適用号数の記載漏れや適用号数の誤り等多数見受けられた。

については、随意契約ガイドラインに則って適正な契約となるよう職員に指導を徹底されたい。

### ② 長期継続契約について

長期継続契約については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 17 年 3 月 30 日条例第 201 号）並びに同条例施行規則（平成 21 年 12 月 24 日規則第 31 号）の規定に基づき、債務負担行為の例外として契約が締結できる種類が定められている。

本契約を締結することにより、契約の相手方においては複数年契約による効率的、計画的な経営管理、地方公共団体においては、契約金額の低減、円滑な事務の遂行等の効率化が期待できるものである。

監査の結果、本契約に関する認識が不足しており、本来本契約が締結できるにもかかわらず単年度契約となっているものが散見された。

また、本契約は、債務負担行為と異なり、翌年度以降義務費となるものではなく、当該契約条項中「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の条件を付す必要がある。

しかしながら、既に本契約を締結している契約において、当該条件を付していない契約が散見された。

については、長期継続契約の主旨等を徹底し、財務事務の効率的な執行を図られたい。

### ③ 工事

消防本部新築工事に係る主訓練塔の外部手摺は、鋼種 S U S 3 0 4 の表面にヘアライン仕上げ仕様であるが、当該表面に炭素鋼など錆びる鋼材が接触してその異組織が定着し錆びる「もらい錆」が発生している。

当該錆は直ちに強度に影響を及ぼすものでないが、これを起点にして腐食が進むおそれも考えられるので、維持管理を十分に行われたい。

### **3 今後の措置**

指摘し公表した事項については、関係機関に文書をもって通知するとともに、監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があった場合は、これを公表する。

## 別表

## 平成 29 年度 実地監査実施状況

| 監査実施日     | 曜日 | 監 査 対 象                                            | 監 査 委 員 名 |
|-----------|----|----------------------------------------------------|-----------|
| 8 月 29 日  | 火  | 深 川 小 学 校<br>深 川 中 学 校<br>油 谷 小 学 校<br>向 津 具 小 学 校 | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 10 月 13 日 | 金  | 消 防 本 部<br>生 活 環 境 課<br>教 育 総 務 課                  | 岸田弘稔      |
| 16 日      | 月  | 成 長 戦 略 推 進 課<br>都 市 建 設 課                         | 岸田弘稔      |
| 17 日      | 火  | 都 市 建 設 課                                          | 岸田弘稔      |
| 18 日      | 水  | 教 育 総 務 課<br>学 校 教 育 課<br>生涯学習スポーツ振興課              | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 20 日      | 金  | 税 務 課                                              | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 23 日      | 月  | 財 政 課<br>健 康 増 進 課<br>子 育 て 支 援 課                  | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 25 日      | 水  | 仙 崎 出 張 所<br>通 出 張 所<br>通 公 民 館                    | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 27 日      | 金  | 総 務 課<br>防 災 危 機 管 理 課                             | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 30 日      | 月  | 宗 頭 幼 稚 園<br>三 隅 公 民 館<br>三 隅 支 所                  | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 11 月 1 日  | 水  | 水 道 課<br>下 水 道 課                                   | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 6 日       | 月  | 消 防 本 部<br>日 置 支 所<br>菱 海 中 学 校                    | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 8 日       | 水  | 観 光 課<br>商 工 水 産 課                                 | 岸田弘稔      |



| 監査実施日 | 曜日 | 監 査 対 象                                    | 監 査 委 員 名 |
|-------|----|--------------------------------------------|-----------|
| 13 日  | 月  | 農 林 課<br>企 画 政 策 課                         | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 15 日  | 水  | 生 活 環 境 課<br>成 長 戦 略 推 進 課                 | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 21 日  | 火  | 都 市 建 設 課<br>福 祉 課                         | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 24 日  | 金  | 保 険 課                                      | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 28 日  | 火  | 市 民 課                                      | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 29 日  | 水  | 油 谷 支 所                                    | 岸田弘稔、大草博輝 |
| 30 日  | 木  | ラポールゆや・油谷中央公民館<br>向津具出張所・公民館<br>宇津賀出張所・公民館 | 岸田弘稔、大草博輝 |

上記以外の課等にあつては、提出された監査資料により書面審査を行った。